

NO.	質問内容	ご回答
1	本事業は精算払いの処理と理解しておりますが、費用積算においては国の委託研究と同じ利益を乗せられない経理処理となりますでしょうか？	ご認識の通りです。なお、一般管理費率による計上は可能です。
2	1に関連する質問ですが、委託研究による経理処理であった場合、経理処理のルールや、経理監査の有無、方法などが示された委託事業事務処理マニュアルはありますか？あればどちらを参照すればよいかを教えてください。	本委託事業に係る事務処理マニュアルはありません。経済産業省の委託事業事務処理マニュアル (https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html) を参照頂ければと思います。
3	人件費の単価について、給与ベースもしくは健保等級による積算になりますでしょうか？もしくは会社設定のSE単金（利益が乗る単金）での積算でもよろしいでしょうか？	各社の人件費基準単価になりますが、国の委託事業の際に使用している単価による積算になります。
4	6. その他（3）に「内閣府が別に定める管理団体」とありますが、具体的な団体名や所管範囲、内閣府様との役割分担など具体的お示し頂けますでしょうか。	6. その他（3）につきましては、当初予定をされておりましたが、取りやめとなりました。
5	企画提案等評価表に「公募要領に示した内容について、全て提案されているか。」とありますが、この「全て」は公募要領「1. 公募趣旨・委託業務の概要等」のみを指していると理解していますがあってますでしょうか？	1. 公募趣旨・委託業務の概要等の内容のほか、2. 応募手続にて提案書等に示すよう指示されている事項についても提案書には記載する必要がございます。
6	6. その他（7）に「当該調達案件の入札に参加できない可能性があることに留意すること。」と記載がありますが、今回の事業はあくまで調査事業であり、その成果は内閣府により広く一般的に公開すると認識しており、競争上何ら有利に当たらないと理解しております。そのためただし書き以降の条件にあたり、何ら入札を制限するものには当たらないと理解しましたが、解釈は正しいでしょうか？	6. その他（7）につきましては、「情報システムに係る政府調達の基本指針」により、システム設計とシステム構築を分離調達とすることから記載しているものです。本調達は調査事業であるため、一般的にシステム設計にはあたりませんが、今後何らかの理由により、本調査により国が直接データ連携基盤を構築することとなった場合には、当該調達案件の入札に参加できない可能性があります。
7	複数の企業による共同提案を行う場合、本業務に関する内閣府との契約は代表企業が行うものと理解しております。その際、再委託された企業についても、契約実績としての結果が残り、他の府省庁や自治体等での案件調達時に活用可能な位置づけとさせて頂くことはできますでしょうか。	御社や他の府省庁や自治体等の判断となりますので、内閣府では判断いたしかねます。
8	「提案団体 代表者氏名」には商業登記簿本の記載の通り、代表取締役を記載予定です。一方で、仮に業者決定した場合、契約書については年間委任状提出の通り別名にて締結予定です。このような整理で手続き上問題ございませんでしょうか。	代表取締役から契約に係る業務を委任状にて委任された者であれば、問題ございません。